令和８年（フ）第２１２号
愛知県一宮市萩原町高松字西郷裏170番地１グリーンヴィレッヂ萩原Ｂ202号、前住所愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅５棟112号
債務者　大杉　太郎
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第７８号
岡山県津山市下野田７番地
債務者　黒田　健太
１　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第５０号
大分県日田市城町１丁目２番56号　メゾンポレール日田・Ａ104号
債務者　江藤　智美
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第２０１号
釧路市武佐１丁目35番20号、前住所釧路市文苑４丁目30番21号
債務者　横田　雅徳
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０２号
釧路市武佐１丁目35番20号、前住所釧路市文苑４丁目30番21号
債務者　横田　節子
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７０１号
仙台市若林区若林１丁目９番27号　コーポ加藤Ａ一201
債務者　丸山　裕之
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９４２号
仙台市太白区四郎丸字神明91番地の35
債務者　渡辺　直美
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９７０号
仙台市若林区今泉２丁目12番１号　ロイヤルシャトー今泉Ｂ棟105
債務者　川村　亮二
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０２６号
宮城県多賀城市桜木１丁目１番15号　サン・グレイト306
債務者　高田　楓菜（旧姓丹野）
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４６３号
代替住所Ａ（旧住所　千葉県松戸市常盤平４丁目10番地の３　ダイアパレス常盤平ヒルズ302号）
債務者　代替氏名Ａ（旧姓　浅井沙緒理）
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５６４号
栃木県宇都宮市若松原１丁目６番27号
債務者　永井　恭介
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５７７号
栃木県鹿沼市下横町1302番地５　市営住宅302号室、前住所栃木県鹿沼市油田町479番地３（前々住所）栃木県鹿沼市上野町200番地13　ビュースズキＢ101
債務者　石倉　晴香
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５７９号
栃木県芳賀郡市貝町大字田野辺144番地３、前住所栃木県宇都宮市石井町3427番地12　アルシオネⅡ206
債務者　墨野倉　勇翔
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５８６号
栃木県鹿沼市中粕尾1076番地
債務者　金子　義光
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６０５号
栃木県佐野市栃本町2500番地１　下田沼市営住宅２－248、前住所新潟県上越市春日山町１丁目10番４号　レオパレスミル　201号
債務者　松崎　優悟
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２７７号
群馬県伊勢崎市曲沢町151番地６、旧住所群馬県伊勢崎市赤堀今井町一丁目618番地110
債務者　齋藤　里美
１　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係